

一時預かり利用者負担軽減事業のご案内

所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等を対象に、認可施設における一時預かり事業(保育所等に通っていない児童の一時預かり)の利用料の一部を補助し、経済的な負担の軽減を図ります。

【対象世帯と補助上限額】

対象世帯	補助上限額 (利用 1 回あたり)
① 生活保護世帯	3,000 円
② 住民税非課税世帯	2,400 円
③ 市民税所得割額 77,101 円未満の世帯	2,100 円
④ ①～③のほか、市長が特に支援が必要と認める世帯	1,500 円

【補助金請求の方法】

<公立保育園>

(大府、柁山、追分、荒池、長草、若宮、吉田 (10 月開始予定))

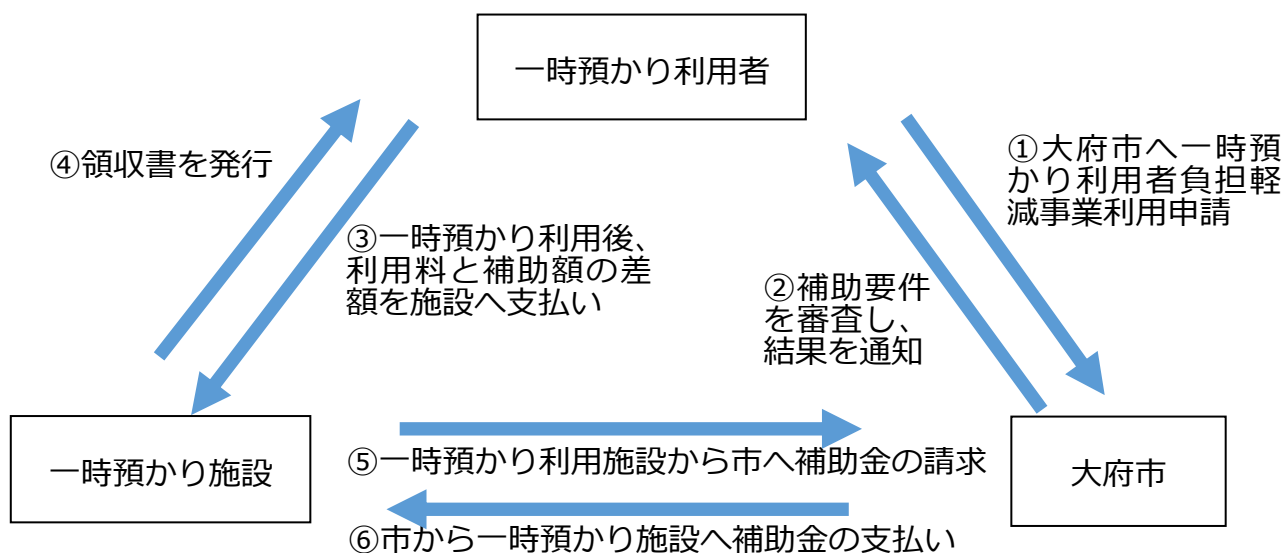
公立保育園を利用した場合は利用料から補助金額を差し引いて請求します。

<私立保育園・こども園>

(アスク共和東、ビオーズよこね、さくらんぼ、石ヶ瀬、東山ガーデニア)

私立保育園・こども園を利用した場合は、利用した一時預かり実施施設が、対象児童の保護者に代わって市へ補助金を請求・受領します。

対象児童の保護者は、補助要件の審査のため、一時預かり利用前に大府市一時預かり利用者負担軽減事業の利用申請を行う必要があります。市で審査し、補助対象として適切であることの通知があった後に利用した一時預かりの利用料のみ、軽減の対象となります。この場合、一時預かり利用時に 1 回あたりの利用料と世帯の状況に応じた補助上限額との差額を施設へ支払います。



【一時預かり利用前に市へ提出するもの】

- ・ 大府市一時預かり利用者負担軽減事業利用申請書

【一時預かり利用時に利用施設へ提示するもの】

- ・ 大府市一時預かり利用者負担軽減事業利用決定通知書

問い合わせ先 大府市役所幼児教育保育課 0562-85-3895